

道路照明灯工事特記仕様書

平成28年4月1日

第1章 総則

1-1 適用範囲

この仕様書は、道路照明灯の工事に適用する。

1-2 道路構造物標準図集の準拠

灯柱、灯具、基礎形状等は、指定がない場合「道路構造物標準図集」に準拠する。

第2章 LED

2-1 国土交通省ガイドライン適合LED道路照明器具

LED灯具を「タイプ○」（○はアルファベット1～2文字）と指定した場合は国土交通省「LED道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）」の当該タイプに適合した器具を指すものとする。

2-2 グリーン購入の推進に関する基本方針

ガイドライン適合灯具の消費電力は、横浜市「グリーン購入の推進に関する基本方針」に適合するものとする。ただし、トンネル基本照明については「グリーン購入の推進に関する基本方針」にこだわらず、特記仕様書等の記述を優先する。

第3章 灯柱

3-1 接続給電の灯柱

接続給電でも、監督員からの指示により単独給電と同等仕様の灯柱にすることがある。

この場合、材料費の変更は行わない。

3-2 街路樹との離隔

街路樹の枝葉で照明に支障を来さないように離隔距離を確保する。また、灯柱の中心線と高木の中心との間隔を5m以上確保する。十分な距離を確保できない場合は監督員と協議する。

第4章 基礎工事

4-1 基礎寸法

設計書の数量は標準的な寸法の基礎に基づいており、実際とは異なることがある。基礎寸法等の違いにより施工数量と設計数量が相違した場合、工費等を変更する。

4-2 基礎工事の掘削

掘削が深さ1.5m以下の場合は直堀とする。余掘幅の原則は下記のとおり。

深さ1m未満 300mm

深さ1m以上 500mm

深さが1.5mを超える場合は、掘削方法、掘削範囲等を監督員と協議する。

4-3 埋戻し

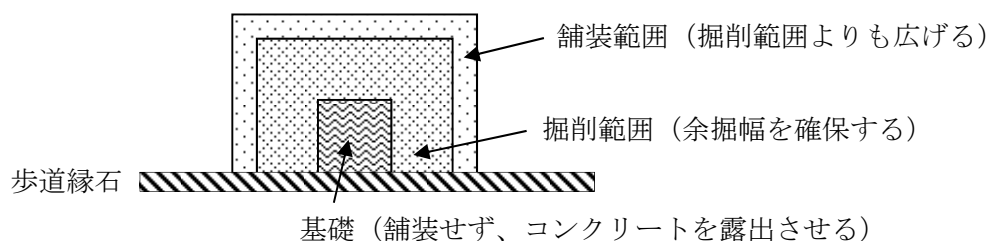
埋戻しは、掘削時の残土を使用する。残土が不足する場合は砕石を用いる。

4-4 舗装

歩道のアスファルト舗装は透水性のある舗装とする。舗装の施工範囲は、掘削範囲よりも原則として0.2m広い範囲とする。

基礎の上は舗装しない。コンクリートを地表に露出させること。

平面図の例（歩道縁石に接して工事を行う場合）



4-5 建替時の基礎工事

建替は既存基礎アンカーボルトの再利用を原則とする。

グラウンドレベルからアンカーボルトまでの基礎を取り壊し、灯柱建替後に打ち直す。

コンクリートのみを施工対象とする。4-4に記載する舗装部の施工は行わない。

施工前に接地抵抗試験等を実施する。不良を発見した場合は監督員に報告する。

第5章 台帳類

5-1 台帳類

工事完成後、台帳図、台帳表、台帳カードを提出する。

書式等は打合せで指定する。